

請求の要旨

岐阜市議会平成27年第3回(6月)議会定例会(2015年6月23日)の服部勝弘議員により「みんなの森 ぎふメディアコスモス」建設工事不良箇所・瑕疵箇所に係る質問がされています。工事検査後に雨漏りが発生したこと、屋根上の水溜り発生等に関しての質問をされている。

岐阜市市民参画部ぎふメディアコスモス事業課発行の「木屋根～屋根工事 実施工程表」によれば作業構台足場工事が平成26年3月25日に開始され工程表で建築主体工事完成とされている平成27年2月12日まで、実に約11ヶ月にわたり屋根工事が実施されている。当然ながら、工事受注者現場監督は約11ヶ月間現場で常に点検・監督に携わっていたと考える。工事受注者現場監督は11ヶ月もにわたり現場の状況を十分把握し、不良箇所の存在・不存も把握していたと言えるし、把握義務がある。市役所の工事現場担当最高責任者にも同様の義務がある。

しかるに、完成検査平成27年2月23日のわずか6日後の3月1日に雨漏りが発生している。3月6日には雨漏り修理完了とされ、4月22日には受注者の戸田・大日本・市川・雛屋特定建設工事共同企業体から請求書24億3729万円の請求書が出されている。しかし、請求書の出された翌日の4月23日には別件の漏水が確認されている。

5月13日からは、屋根内換気用ファン(乾燥用)が設置され、建築物完成とされた時から約1年稼働し続けており、当面平成28年5月までは稼働予定である。戸田建設の共同企業体は、愛知県立愛知総合工科高校の工事でも本年2月完成後の4月4日(内覧会)に漏水と思われる水溜りを発見(中日新聞2016年4月5日朝刊)との同様と思われる報道もされている。

完成検査後6日で雨漏りが発生し、別件の水漏れも発生、屋根上に水溜りの残る状態であり、屋根内乾燥用ファンが約1年も稼働続けるような「みんなの森 メディアコスモス」は、完成検査平成27年2月23日時点では未完成品であり、未完成を把握出来ないまま完成検査を受けさせた市民参画部技術職最高責任者の責任は重大である。

11ヵ月も監督をし、不良箇所を認識出来ていないとするなら職務怠慢。不良箇所を把握しておりながら検査を受けさせたとするなら言語道断である。検査合格とし平成27年5月15日に最終払いを行なったことは不当であり、支出根拠とされる検査を受けさせたことに重大な誤りがある。検査を受けさせた市民参画部技術職最高責任者と市民参画部技術職最高責任者を監督する立場の市長に重大な責任がある。

求める措置

岐阜市長と岐阜市市民参画部技術職最高責任者は戸田・大日本・市川・雛屋特定建設工事共同企業体へ支払った24億3729万円を共同して岐阜市へ支払え。